



平成 28 年 3 月 8 日

各 位

株 式 会 社 フ ィ ス コ
代 表 取 締 役 社 長 狩 野 仁 志
(J A S D A Q ・ コ ー ド 3 8 0 7)
問 い 合 わ せ 先 :
取 締 役 管 理 本 部 長 松 崎 祐 之
電 話 番 号 0 3 (5 7 7 4) 2 4 4 0 (代 表)

支配株主等に関する事項について

当社の親会社でありますシークエッジ インベストメント インターナショナル リミテッドについて、支配株主等に関する事項は、下記のとおりになりますので、お知らせいたします。

記

1. 親会社、支配株主（親会社を除く）又はその他の関係会社の商号等

(平成 27 年 12 月 31 日現在)

商号、名称 又は氏名	属性	議決権所有割合 (%)			親会社等が発行する株券 が上場されている金融商 品取引所等
		直接 所有分	合算 対象分	計	
シークエッジ インベストメント インターナショナル リミテッド	親会社	46.29%	—	46.29%	—

- 親会社等の企業グループにおける上場会社の位置付けその他の上場会社と親会社等との関係
シークエッジ インベストメント インターナショナル リミテッドは、当社議決権の 46.29%
を所有する第 1 位の株主であり、実質支配基準により、当社の親会社に該当いたします。
同社は、香港を拠点として主に貿易業・投資業を事業目的としております。
資本関係は緊密な関係にありますが、当社の事業活動における取引関連性がなく、取締役
が兼任するなどの人的関係はありませんので、当社の独自の経営判断に基づき意思決定を
しており、上場会社としての経営の独立性は確保されているものと考えております。
- 支配株主等との取引に関する事項
平成 27 年 12 月期におきまして、シークエッジ インベストメント インターナショナル
リミテッドとの取引はございません。
- 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策の履行状況
当社と支配株主等との間の取引を行う場合については、一般の取引条件と同様な適切な条
件による取引を基本とし、その取引金額の多寡にかかわらず、取引内容及び条件の妥当性
について内部規程に基づき社外取締役を含む取締役会の承認を必要とするなど、少数株主の利

益を害することのないように適切に対応しております。

現在、当社の役員は取締役7名（うち社外取締役1名）、監査役3名（すべて社外監査役）で構成されており、このうち、社外取締役1名を独立役員に選任してガバナンスの充実に努めております。

なお、当社と同社との間において重要な取引はありません。

5. 親会社等が継続開示会社等ではない旨

シークエッジ インベストメント インターナショナル リミテッドは、継続開示会社等ではありません。

6. 親会社等の将来的な企業グループにおける位置付けその他親会社等との関係

企業グループにおける位置付けその他親会社等との関係に変更の予定はありません。

以 上